

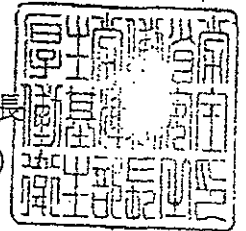
基安発0628第5号

平成23年6月28日

広島大学

学長 浅原 利正 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(福島第一原発作業員健康管理等対策推進室長)



東電福島第一原発救急医療体制ネットワークの設置
及び運営について（要請）

現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）においては、事故の収束に向け、多くの労働者が緊急作業をはじめとした作業に従事しているところです。福島第一原発における労働者の健康管理にあたっては、作業の特殊性にかんがみ、医師の派遣により、緊急時に医師が速やかに対応できる体制を構築する等の特段の対応が必要であると認識しております。

医師の派遣については、その計画の調整のため、「東電福島第一原発救急医療体制ネットワーク（仮称）」（以下、「原発救急医療ネットワーク」という。）を設置し、東京電力株式会社と連携しながら行うこととなっています。

つきましては、上記原発救急医療ネットワークを貴大学へ設置いただくとともに、その事務局の運営を貴大学にお引き受けいただくことについて特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。